

子平館 規約

第 1 条 （目的）

当会は四柱推命学を根幹とし、十干推命調侯用神法を主体とした学問を通じ、幅広く後継のために人材育成を目的とし、プロの推命学者を養成、指導を中心に活動する。

第 2 条 （名称）

この会を子平館本部と称する。（前身 子平巒学院）

第 3 条 （所在地）

子平館本部の事務局を大阪府堺市堺区宿院町西 3 丁 1-2 9-1 4 0 2 に置く。

（H20年12月大阪市東住吉区北田辺5-12-1より移転）

第 4 条 （会員）

子平館に学ぶ全ての人を会員とする。

第 5 条 （役員）

役員の内命は総裁及び理事長の判断により任命を受ける。原則として代表者は 1 名のみとする。

第 6 条 （代表）

代表は会を代表し運営に当たる。

第 7 条 （運営）

子平館本部総会を、毎年 1 回開催する。

第 8 条 （会費）

会費はこの会の運営にあてるため、毎年 1 回 6, 0 0 0 円を納める。

第 9 条 （規約改正）

この規約は会員の過半数の同意をもって改正する事が出来る。 ※この規約は平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日より有効となり適用する。（令和 7 年 2 月 1 日改正）

第10条 （各支部、各会派制）

学問を修めたる者は、総裁及び理事長の判断により、支部長、会長の任命を受ける。

第11条 （除籍処分）

子平館の信用や名誉を傷付けたるものは除籍処分とする。また不正行為や他の生徒に迷惑を掛ける者も除籍の対象となる

第12条 （子平館認定修了書）

中級までの学問を修めたる者には、子平館の修了書を授与する。

講師養成講座の学問を修めたる者には、講師の認定書を授与する。

師範養成講座の学問を修めたる者には、師範の認定書を授与する。

師範認定後、2年以上の実務経験を有し、高等師範養成講座の学問を修めたる者には高等師範の認定書を授与する。

第13条 （各教室）

子平館の講師以上の免状を受けた者には、教室を持つことが許される。

第14条 （講義料金の設定）

入会金や年会費とは別途に毎月講義終了後に講義料金が発生する。

講義料金の上限は以下の通りとする。

- 1, 総裁、理事長の講義料金：10,000円/1時間
 - 2, 高等師範の講義料金：9,000円/1時間
 - 3, 師範の講義料金：8,000円/1時間
 - 4, 講師の講義料金：6,000円/1時間

 - 5, 短期集中講座（初級）：100,000円/12時間以上
 - 6, 短期集中講座（準中級）：150,000円/18時間以上
 - 7, 短期集中講座（中級）：250,000円/30時間以上
 - 8, 開示の時、受領者が既に保有していたもの
 - 9, その他の者においては、総裁及び理事長の許可を得て決定する。
- ※上記コースの講師は、総裁及び理事長の任命を受けた者とする。

第15条 （四柱推命鑑定及び教授）

- 1, 講師以上の免状を持たない者が総裁及び理事長の許可なく、四柱推命鑑定を行う事は出来ない。
- 2, 子平館を退会した者の講師、師範、高等師範の効力は無効とする。

第16条 (鑑定料金の設定)

鑑定料金の上限は以下の通りとする。(時間は概ね30分程度)

- 1, 総裁の鑑定料金：10,000円
- 2, 理事長の鑑定料金：8,000円
- 3, 高等師範の鑑定料金：7,000円
- 4, 師範の鑑定料金：6,000円
- 5, 講師の鑑定料金：5,000円

第1条1項

- 1, 四柱推命学を真摯に学ぼうとする者を生徒とする。

第4条1項

- 1, 子平館の会員は、入会時に入会金を本部に納める事とする。
- 2, 入会金は弐万円とする。
- 3, 入会金の返還はいかなる理由においても行わない。

第8条1項

- 1, 子平館の会員は年会費を本部に一年に1度納める事とする。
- 2, 年会費は1年6,000円とする。
- 3, 年会費の返還はいかなる理由においても行わない。
- 4, 年会費徴収時期は全会員にたいして、毎年12月に郵送にて通知する。

第10条1項

- 1, 子平館中級を学ばれ修得された者の中で総裁及び理事長の判断により、支部や会派（講師以上）を持つことが許される。

第11条1項

- 1, いかなる理由があろうとも、子平館の信用や名誉を傷付けたる者は除籍処分とする。
- 2, 年会費の未納者（原則1年）は会員の意志が無い者と判断し除籍処分とする。
- 3, 総裁及び理事長の許可なく、四柱推命鑑定を行ったり、四柱推命教室を開講した者は除籍処分の対象となる。

第12条1項

- 1, 子平館の中級講座を修了後、講師を目指す者は、上級講座を最低3回以上受講し、高等師範以上の講師が許可した場合、講師養成講座を受講することができる。但し、学力不足の場合には、上級講座に差し戻される事がある為、上級講座で補講を受講しながら、講師養成講座を受講しなければならない。
- 2, 講師養成講座を受講後、総裁及び理事長の許可を得た者は講師としてプロ活動が出来る。
- 3, 講師の称号を得た者は、総裁及び理事長の許可を得て、師範養成講座に進級することができる。
- 4, 師範養成講座を受講後、総裁及び理事長の許可を得た者は師範としてプロ活動が出来る。
- 5, 師範の称号を得た者は、2年以上の実務経験を有した上で、高等師範養成講座を1年以上受講後、総裁及び理事長の承認を得ることができれば高等師範の称号が授与される。
- 6, 講師は、初級・準中級講座の講師及び鑑定を行うことができる。
- 7, 師範は、初級・準中級・中級講座の講師及び鑑定を行うことができる。
- 8, 高等師範は、初級・準中級・中級・上級講座に加え講師養成講座、師範養成講座の講師及び鑑定を行う事ができる。
- 9, 認定終了書には各料金が発生する。
 - 1, 講師 50,000円 の認定書料金とする。
 - 2, 師範 100,000円 の認定書料金とする。
 - 3, 高等師範 150,000円 の認定書料金とする。

第13条1項

- 1, 講師には、初級及び準中級の教室を持つことが許される。
- 2, 師範には、初級、準中級、中級の教室を持つことが許される。
- 3, 高等師範には、初級、準中級、中級、上級、講師養成、師範養成の教室を持つことが許される。(令和7年2月1日現在)

〒590-0958

大阪府堺市堺区宿院町1-29-1402

四柱推命学 調候用神法

子平館 総裁

梅川 泰輝